

4.1 こころ自治会 役員会内規

『こころ』自治会 役員会内規

第1条（目的）

この内規は、『こころ』自治会規約第2条の規定に定める目的を達成するため、また、役員会を円滑・効果的に運営するため、役員間の申し合わせ事項として設ける。

第2条（役員職務）

規約第11条（職務）で定める各役員の職務の具体的分担は、下表のとおりとする。なお、これを標準として各役員の個別事情等を勘案して相互協力により業務を円滑に遂行するものとする。

表 1 会長および副会長の職務

役職名	職務分担
会 長	<ul style="list-style-type: none">○ こころ自治会運営の統括○ 大塚・伴南学区社会福祉協議会役員○ 特別委員会・会計・監査・顧問 総括○ 民生委員・児童委員窓口○ 上記に付随する業務○ こころ自治会集会所及び周辺の維持管理清掃
副会長①	<ul style="list-style-type: none">○ こころ自治会運営の統括○ 会長代行及び補佐業務○ 大塚・伴南学区社会福祉協議会役員○ こころ自治会役員会の議長業務○ こころ自治会集会所運営の統括○ 街区長・総務部・広報部・防犯部・防災部の統括○ こころ自治会集会所及び周辺の維持管理清掃
副会長②	<ul style="list-style-type: none">○ こころ自治会運営の統括○ 大塚・伴南学区社会福祉協議会役員○ こころ自治会役員会の副議長業務○ 体育部・環境部・社会福祉部・文化部の統括○ こころ自治会集会所及び周辺の維持管理清掃

表 2 各部長および会計役員の職務

役職名	職務分担
総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大塚・伴南学区社会福祉協議会評議委員 ○ 自治会入会・退会等の事務 ○ 役員会および総会の運営・記録 ○ 設備及び備品等保守管理 ○ 伴南学区集会所運営に関する業務（一括先行予約に関する業務） ○ こころ自治会集会所運営に関する業務（会計の所掌する業務を除く） ○ 大塚・伴南学区社会福祉協議会評議委員（広報部会） ○ 広報に関する業務 ○ ホームページ管理 ○ 会費・助成金・寄付金等の出納業務 ○ 預貯金管理 ○ 自治会保険の管理 ○ こころ自治会集会所の火災保険の管理 ○ こころ自治会集会所運営に関する業務（経費の管理に関する業務） ○ 総会運営に関する業務（会計報告・予算案の作成） ○ こころ自治会集会所及び周辺の維持管理清掃 ○ 上記に付随する業務
環境部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大塚・伴南学区社会福祉協議会評議委員 ○ 公園・道路・街路灯等の維持管理に関する連絡業務 ○ 公園・道路・街路灯等に付随する風紀・防犯に関する業務 ○ 衛生に関する業務 ○ ダストステーション管理 ○ こころ自治会集会所及び周辺の維持管理清掃 ○ 上記に付随する業務
社会福祉部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大塚・伴南学区社会福祉協議会評議委員 ○ 子育て支援・子供育成に関する業務 ○ 伴南児童館対応窓口 ○ 高齢者支援に関する業務 ○ こころシニアクラブ対応窓口 ○ 文化に関する業務 ○ 祭り対応（大塚伴南ふれあい祭り、こころ団地祭り等） ○ 会員相互の親睦に関する業務 ○ こころ自治会集会所及び周辺の維持管理清掃 ○ 上記に付随する業務
体育部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大塚・伴南学区社会福祉協議会評議委員 ○ 体育に関する業務 ○ 伴南学区体育協会対応窓口 ○ こころ自治会集会所及び周辺の維持管理清掃 ○ 上記に付随する業務

防災・防犯部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災会に関する業務（自主防災会副会長） ○ 大塚・伴南学区社会福祉協議会評議委員 ○ 防災に関する業務 ○ 救命・救助に関する業務 ○ 防災資機材の管理 ○ ダストステーション消火器管理 ○ 消防関係機関対応窓口 ○ 防犯・風紀に関する業務 ○ 大塚・伴南学区社会福祉協議会評議委員 ○ 大塚・伴南学区社会福祉協議会地域・交通安全推進委員窓口 ○ 伴南学区安全対策連絡協議会 ○ 大塚・伴南学区社会福祉協議会評議委員（交通安全推進部会） ○ 秩序と安全に関する業務 ○ 警察等各種関係機関との対応窓口 ○ こころ自治会集会所及び周辺の維持管理清掃 ○ 上記に付随する業務
---------	--

表 3 街区長の職務

	職務分担
街区長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当街区の統括・管理業務（自治会への入退会管理の総括含む） ○ 担当街区の連絡・調整業務 ○ 担当街区の班長とりまとめ ○ 担当街区会員・班長からの要望等相談窓口 ○ 自主防災会リーダー ○ 会の議事・行事の内容について記録・報告業務 ○ 会の内外での連絡・広報等の補助 ○ 上記に付随する業務
【参考】 班長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当班のとりまとめ ○ 担当班内の会費およびその他経費の徴収事務 ○ 担当班内における自治会への入退会事務等 ○ 自主防災会リーダー ○ 上記に付随する業務

（関係組織との連携強化）

第2（役員職務）に定めるとおり、各部が主体的に関係組織と十分な連携を行い、相互応援および課題解決することで、地域活性化、活気ある住みよい街づくりを推進する。なお、連携強化および対応にあたり、多額の予算を要する事案、自治会全体に影響がある等重要な事案については、適宜、役員会に報告・上申し、決議する。

第3条（活動費）

会員が対外的な行事・会議等会務のために経費が必要なときは、会長の判断により実費を支給することができる。

第4条（改廃）

この内規の改廃は、役員会で審議し、決定する。

第5条（引継ぎ）

新年度役員への引継ぎには、必要に応じて前年度・前々年度部長が同席することとする。

第6条（役員報酬）

会長・副会長・部長 2万円

会計・街区長・副部長 1万円

顧問 5千円

役員会および各部定例会の出席率に応じ、減額することがある。

役員在任期間中に退会の場合は不支給とする。

附 則

この内規は、令和2年11月1日から運用する。

この内規は、令和3年4月1日から運用する。

この内規は、令和4年10月15日から運用する。

この内規は、令和6年10月19日から運用する。